

医療法施行細則規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもの（以下「業務災害労働者」という。）のみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は申請に係る病床数に次の式により算定した数（その数が0.05以下であるときは、零）をそれぞれ乗じて得た数を既存の病床数及び申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>[略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもの（以下「業務災害労働者」という。）のみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は申請に係る病床数に次の式により算定した数（その数が0.05以下であるときは、零）をそれぞれ乗じて得た数を既存の病床数及び申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>[略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。